

秩父市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 秩父市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

本市は、平成17年4月に秩父市、吉田町、大滝村、荒川村の1市1町2村が合併し、本市が管理する農業集落排水施設は7施設となりました。

旧秩父市においては、太田上地区、久那地区、別所・巴川地区の3施設、旧吉田町においては、小川戸・塚越地区、明ヶ平・小川地区、女形地区、和田地区の4施設を整備したもので、最も古い施設は昭和56年に供用開始されており、多くの施設は既に15年以上経過しています。

令和元年度の使用(処理)人口は、784戸の1,983人であり、区域内の接続可能戸数に対する接続戸数の接続率は86.6%となっていますが、農村部の高齢化、人口減少は著しく、今後は、接続率の低い地区において接続率を上げ、使用料収入を確保していく必要があります。

また、老朽化している施設は更新時期を迎えており、将来を見通した適切で合理的な施設の改修・更新を実施しています。将来にわたって健全で安定的な事業運営を推進していくことが求められています。

①

| | | | |
|-----------------------|--|----------------------------|-----|
| 供用開始年度 (供用開始後年数) | 平成14年度 太田上 (18年) 平成18年度 久那 (14年) 平成22年度 別所・巴川 (10年) 平成 9年度 小川戸・塚越 (23年) 平成12年度 明ヶ平・小川 (20年) 平成12年度 女形 (20年) 昭和56年度 和田 (39年) ※和田地区はコミュニティプラント施設だが、条例上は農集施設に規定している。 | 法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分 | 非適用 |
| 処理区域内人口密度 | 13.4 (人/ha) ※和田地区を除く | 流域下水道等への 接 続 の 有 無 | 無し |
| 処 理 区 数 | 7処理区 | | |
| 処 理 場 数 | 7施設 | | |
| 広域化・共同化・最適化 実施状況*1 | 各処理区は山間部に点在しており、山や河川等の地理的条件で施設の統廃合による最適化は、難しいものと考えています。令和2年度に策定する最適整備構想や再編計画を踏まえ、将来を見据えた施設の統廃合等の可能性を検討していきます。 | | |

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

| | | | |
|-------------------------------------|--|---------|-------------------------------------|
| 一般家庭用使用料体系の概要・考え方 | 人数定額制 基本料金(1世帯当たり月額) 2,000円+人数割料金(1人当たり月額) 400円) | | |
| 業務用使用料体系の概要・考え方 | 【事業所、公共施設等の場合】 基本料金(1世帯当たり月額) 2,000円+人数割料金(1人当たり月額) 400円) 【飲食製造業、医療機関、民宿、理容業等の場合】 基本料金(1世帯当たり月額) 3,000円+人数割料金(1人当たり月額) 400円) 【元氣村(レクリエーション施設)】 基本料金 30,000円 | | |
| その他の使用料体系の概要・考え方 | 料金の設定なし | | |
| 条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載 | 平成29年度 | 3,520 円 | 実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載 |
| | 平成30年度 | 3,520 円 | |
| | 令和元年度 | 3,520 円 | |
| | 平成29年度 | 2,996 円 | |
| | 平成30年度 | 3,007 円 | |
| | 令和元年度 | 3,217 円 | |

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

| | |
|--------|--|
| 職 員 数 | 下水道課の職員数は令和2年度現在、13人です。 農業集落排水事業は、下水道課2人、吉田総合支所地域振興課1人の3人体制で担当しています。 業務内容及び業務量を把握し、適切な職員数の配置に努め、効率的な事業運営に取り組んでいます。 |
| 事業運営組織 | 秩父市農業集落排水事業特別会計を設置し、秩父市環境部下水道課及び吉田支所地域振興課において、農業集落排水事業を運営しています。 公営企業法非適用のため、一般会計と同様の給与体系としています。 |

(2) 民間活力の活用等

| | | |
|---------|---------------------------------|-----------------------|
| 民間活用の状況 | ア 民間委託 (包括的民間委託を含む) | 処理施設維持管理業務を民間委託しています。 |
| | イ 指定管理者制度 | 該当なし |
| | ウ PPP・PFI | 該当なし |
| 資産活用の状況 | ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4 | 該当なし |
| | イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5 | 該当なし |

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和2年度に策定・公表した、令和元年度決算「経営比較分析表」を添付しています。
(この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。)
令和元年度の経費回収率は73.8%で、前年比で約22%低下しました。これは調査業務委託を実施し処理施設の委託料(収益的勘定)等の費用が増加したことにより、汚水処理に係る維持管理費が増加したために経費回収率が下がったものです。施設更新等の新規事業で発生する費用負担増により、経費回収率は大きく変動することがありますので、常に使用料の収入確保と汚水処理費の支出抑制に取り組む必要があります。当市の農業集落排水事業は、規模が小さく処理区域内人口密度が低いいため、相対的に汚水処理原価は高い傾向にあります。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

秩父市の10年後の人口推計は、コーホート変化率法による推計により、現在の61,667人(令和2年4月1日現在)から52,563人(令和12年)と、およそ85.2%に減少するという推計結果が出ており、農業集落排水事業処理区域内においても同様の人口減が予想されます。
【参考】農業集落排水事業処理区域内人口2,367人(R2.4.1)→10年後約85.2%換算の場合2,018人

(2) 有収水量の予測

令和元年度末の有収水量は194,362 m^3 で、前年と比較すると5,340 m^3 (2.87%)増加しています。元年度末の接続率は戸数ベースで86.8%となっており、接続率はこれ以上大幅に上がることが見込めない状況であることや、将来の処理区域内人口の減少を考えると、有収水量は緩やかに減少していくものと推測されます。

(3) 使用料収入の見直し

令和元年度末の農業集落排水使用料は、31,267千円で前年度と比較すると68千円(0.2%)と微増しており、5年前との比較においても、3.8%増加しています。現在、使用料収入について明らかな減少傾向は見られませんが、将来、処理区域内人口の減少が想定されるため、使用者減少に伴い使用料収入も緩やかに減少していくものと考えています。

(4) 施設の見直し

処理施設の老朽化に対処するため、進行する人口減少等を踏まえた効果的な施設更新を順次進めています。令和3年度には、明ヶ平・小川処理施設の更新工事に着手する予定です。令和2年度に策定する最適整備構想や再編計画を踏まえ、今後は、最適化を図った各施設の年次計画等を参考にして、適切な施設更新を実施していきます。国の補助金等を活用し投資の平準化を図りながら、計画的な施設の更新に努めていきます。

(5) 組織の見直し

現在のところ、組織体制の見直し等を行う予定はありません。

3. 経営の基本方針

◇公共用水域の水質保全

農業集落排水事業は、計画的な施設の維持管理を実施することで、農村生活環境の向上を図り、農業用水の水質保全に努めます。

◇持続可能な施設管理の構築

地区住民による施設の清掃作業等を通じ、地区の重要な公共施設であることの意識醸成を図るとともに、農業集落排水施設のストックマネジメントを実践するための最適整備構想を策定し、施設の修繕・改築を計画的に推進することで、財政的負担の低減を考慮した平準化を図り、持続可能な施設管理を構築します。

◇安定した経営基盤の確立

経営感覚を持った職員を育成し、安定した財政運営を図ることで、経営基盤の強化に努めます。国が示した新ロードマップに基づき、公営企業会計へ移行に取り組み、よりきめ細やかな経営分析を基に経営基盤の強化を図ります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

| 目 | 標 | 農業集落排水施設の最適整備構想で策定した施設・設備の更新計画を検討しながら、計画的で効率的な施設等の機能強化を図り、適切な施設の維持管理に努めていきます。 |
|---|---|---|
|---|---|---|

| |
|--|
| <p>◇投資の目標に関する事項 本市の農業集落排水事業は、全ての地区において整備が完了しているため、新規整備にかかる建設改良費は計上しておりません。</p> <p>◇管渠、処理場等の建設・更新に関する事項 供用開始以降、20年以上経過した施設もあり、施設の老朽化に対処するため、進行する人口減少等を踏まえた効果的な施設更新を進めています。小川戸・塚越処理施設は平成30年度に、太田上処理施設は令和元年度に更新工事が完了しました。また、久那処理施設は令和2年度に更新工事を実施しており、明ヶ平・小川処理施設は、令和3年度に更新工事に着手する予定です。令和2年度には各施設の機能診断調査の結果に基づき、最適整備構想を策定しますので、今後は、最適化を図った各施設の年次計画等を参考にして、経済的かつ合理的な施設更新を実施していきます。</p> |
|--|

② 収支計画のうち財源についての説明

| 目 | 標 | 未接続者への接続を促し、使用料収入の増収及び確保に努めていきます。 |
|---|---|-----------------------------------|
|---|---|-----------------------------------|

| |
|--|
| <p>◇使用料収入 整備事業が完了している中で、処理区域内の人口減少に伴い、使用料収入は減少していく見込みです。接続率の低い地区における未接続者への接続を促し使用料の増収を図るとともに、使用料の改定については、最適整備構想の策定後に施設の機能保全コストや対策時期が明らかになった段階で収支計画を見直し、改定の必要性を検討していきます。</p> <p>◇他会計繰入金 一般会計からの繰入金については、繰出し基準に基づき算出していますが、収支が均衡しないために基準外繰入金として計上していません。基準外の繰入れについては、維持管理費の削減を図り、最低限の繰入れに努めます。</p> <p>◇補助金及び地方債 既存施設の改修・更新事業を実施していきますが、農林水産省の「農山漁村地域整備交付金」と地方債の借入により、財源の確保を見込令和4年度以降の計画については、現時点では最適整備構想未策定のため、見込みません。</p> |
|--|

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

| |
|---|
| <p>◇職員給与費に関する事項 職員1名分を計上し、年1%の増加を算定しています。</p> <p>◇動力費・薬品費に関する事項 各施設の更新にあたっては、処理人口の減少による施設規模の縮小(スケールダウン)も考えられることや、節電効果の高い機器類に更新することにより、電力費を中心に削減できるものと見込んでいます。</p> <p>◇修繕費に関する事項 経費節減のため、修繕費は最小限に抑える必要があり、最適整備構想の策定により計画的に執行していきます。</p> <p>◇委託費に関する事項 現在の委託料と同額を見込んでいます。</p> |
|---|

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

| | |
|------------------------------|--|
| 広域化・共同化・最適化に関する事項 | 将来の人口減少等による事業規模の縮小化等は、効率性の低い経営的悪化を招くことが懸念されますので、令和2年度に策定する最適整備構想や再編計画を踏まえ、将来を見据えた統合等の可能性を検討していきます。 |
| 投資の平準化に関する事項 | 最適整備構想に基づく各施設の年次計画や市財政の負担軽減等を考慮し、投資の平準化を図っていきます。 |
| 民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど) | 検討していません。 |
| その他の取組 | 検討していません。 |

② 今後の財源についての考え方・検討状況

| | |
|--------------------|--|
| 使用料の見直しに関する事項 | 使用料の改定については、最適整備構想策定後に施設の機能保全コストや対策時期が明らかになった段階で、収支計画を見直し、改定の必要性を検討していきます。 |
| 資産活用による収入増加の取組について | 検討していません。 |
| その他の取組 | 検討していません。 |

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

| | |
|--|---|
| 民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) | 処理施設の維持管理業務については、既に民間業者に委託しています。 |
| 職員給与費に関する事項 | 職員1名分を計上していますが、最小限の人員で適切なサービスが提供できるよう努めます。 |
| 動力費に関する事項 | 新電力の積極的活用や、機器の更新の際には高効率・省電力型の機器を導入し電気代の削減に取り組みます。 |
| 薬品費に関する事項 | 処理水の水質に配慮した、品質と価格の両面においてバランスの良い製品を活用します。 |
| 修繕費に関する事項 | 最適整備構想の施設機能診断評価結果や維持管理者からの施設監視報告等を参考に、効率的かつ計画的に実施します。 |
| 委託費に関する事項 | 委託料の削減について、方策を検討していきます。 |

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

| | |
|---------------------|---|
| 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 | 令和2年度の最適整備構想の策定後に、財源・投資計画等について改めて検討し、適宜見直し(ローリング)を行うことを予定しています。 |
|---------------------|---|

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

| 区 分 | | 年 度 | 前々年度 (決算) | 前年度 (決算 見込) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-----------------------|---------------------------|-----------|--------------|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|---------|
| | | 収 益 的 収 入 | 1 総 収 益 (A) | 108,277 | 102,731 | 112,607 | 123,594 | 123,395 | 123,202 | 123,010 | 121,225 | 118,545 | 112,915 | 105,151 |
| (1) 営 業 収 益 (B) | 28,945 | | 28,656 | 28,369 | 28,085 | 27,804 | 27,526 | 27,251 | 26,978 | 26,708 | 26,441 | 26,177 | 25,915 | |
| ア 料 金 収 入 | 28,945 | | 28,656 | 28,369 | 28,085 | 27,804 | 27,526 | 27,251 | 26,978 | 26,708 | 26,441 | 26,177 | 25,915 | |
| イ 受 託 工 事 収 益 (C) | | | | | | | | | | | | | | |
| ウ そ の 他 | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 営 業 外 収 益 | 79,332 | | 74,075 | 84,238 | 95,509 | 95,591 | 95,676 | 95,759 | 94,247 | 91,837 | 86,474 | 78,974 | 79,065 | |
| ア 他 会 計 繰 入 金 | 78,214 | | 74,075 | 84,238 | 95,509 | 95,591 | 95,676 | 95,759 | 94,247 | 91,837 | 86,474 | 78,974 | 79,065 | |
| イ そ の 他 | 1,118 | | | | | | | | | | | | | |
| 2 総 費 用 (D) | 59,615 | | 65,373 | 62,838 | 61,834 | 60,924 | 60,003 | 59,067 | 58,123 | 57,187 | 56,260 | 55,370 | 55,220 | |
| (1) 営 業 費 用 | 47,470 | | 53,927 | 51,991 | 51,827 | 51,665 | 51,506 | 51,348 | 51,192 | 51,038 | 50,885 | 50,734 | 50,585 | |
| ア 職 員 給 与 費 | 6,318 | | 6,381 | 6,445 | 6,509 | 6,574 | 6,640 | 6,706 | 6,773 | 6,841 | 6,909 | 6,978 | 7,048 | |
| ウ ち 退 職 手 当 | | | | | | | | | | | | | | |
| イ そ の 他 | 41,152 | | 47,546 | 45,546 | 45,318 | 45,091 | 44,866 | 44,642 | 44,419 | 44,197 | 43,976 | 43,756 | 43,537 | |
| (2) 営 業 外 費 用 | 12,145 | | 11,446 | 10,847 | 10,007 | 9,259 | 8,497 | 7,719 | 6,931 | 6,149 | 5,375 | 4,636 | 4,635 | |
| ア 支 払 利 息 | 12,145 | | 11,446 | 10,847 | 10,007 | 9,259 | 8,497 | 7,719 | 6,931 | 6,149 | 5,375 | 4,636 | 4,635 | |
| ウ ち 一 時 借 入 金 利 息 | | | | | | | | | | | | | | |
| イ そ の 他 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 収 支 差 引 (A)-(D) (E) | 48,662 | 37,358 | 49,769 | 61,760 | 62,471 | 63,199 | 63,943 | 63,103 | 61,358 | 56,655 | 49,781 | 49,760 | | |
| 資 本 的 収 入 | 1 資 本 的 収 入 (F) | 65,438 | 211,688 | 64,438 | 438 | 438 | 438 | 438 | 438 | 438 | 438 | 438 | 438 | |
| | (1) 地 方 債 | 30,500 | 110,300 | 39,500 | | | | | | | | | | |
| | ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 | | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 他 会 計 補 助 金 | | | | | | | | | | | | | |
| | (3) 他 会 計 借 入 金 | | | | | | | | | | | | | |
| | (4) 固 定 資 産 売 却 代 金 | | | | | | | | | | | | | |
| | (5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金 | 34,500 | 100,950 | 24,500 | | | | | | | | | | |
| | (6) 工 事 負 担 金 | 438 | 438 | 438 | 438 | 438 | 438 | 438 | 438 | 438 | 438 | 438 | 438 | |
| | (7) そ の 他 | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 資 本 的 支 出 (G) | 106,762 | 265,087 | 114,063 | 56,952 | 57,698 | 58,460 | 59,236 | 58,794 | 57,654 | 54,234 | 49,136 | 49,136 | |
| | (1) 建 設 改 良 費 | 66,011 | 221,600 | 64,000 | | | | | | | | | | |
| | ウ ち 職 員 給 与 費 | | | | | | | | | | | | | |
| | (2) 地 方 債 償 還 金 (H) | 40,751 | 43,487 | 50,063 | 56,952 | 57,698 | 58,460 | 59,236 | 58,794 | 57,654 | 54,234 | 49,136 | 49,136 | |
| | (3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金 | | | | | | | | | | | | | |
| | (4) 他 会 計 へ の 繰 出 金 | | | | | | | | | | | | | |
| (5) そ の 他 | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 収 支 差 引 (F)-(G) (I) | △ 41,324 | △ 53,399 | △ 49,625 | △ 56,514 | △ 57,260 | △ 58,022 | △ 58,798 | △ 58,356 | △ 57,216 | △ 53,796 | △ 48,698 | △ 48,698 | | |

投資・財政計画 (収支計画)

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|-----------------|------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収支再差引 | (E)+(I) | (J) | 7,338 | △ 16,041 | 144 | 5,246 | 5,211 | 5,177 | 5,145 | 4,747 | 4,142 | 2,859 | 1,083 | 1,062 |
| 積立金 | | (K) | | | | | | | | | | | | |
| 前年度からの繰越金 | | (L) | 20,847 | 28,185 | 12,144 | 12,288 | 17,534 | 22,745 | 27,922 | 33,067 | 37,814 | 41,956 | 44,814 | 45,898 |
| 前年度繰上充用金 | | (M) | | | | | | | | | | | | |
| 形式収支 | (J)-(K)+(L)-(M) | (N) | 28,185 | 12,144 | 12,288 | 17,534 | 22,745 | 27,922 | 33,067 | 37,814 | 41,956 | 44,814 | 45,898 | 46,960 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 | | (O) | | | | | | | | | | | | |
| 実質収支 | | (P) | 28,185 | 12,144 | 12,288 | 17,534 | 22,745 | 27,922 | 33,067 | 37,814 | 41,956 | 44,814 | 45,898 | 46,960 |
| (N)-(O) | | (Q) | | | | | | | | | | | | |
| 赤字比率 | | (R) | | | | | | | | | | | | |
| ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$) | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益的収支比率 | | (S) | 107.8 | 94.3 | 99.7 | 104.0 | 104.0 | 104.0 | 103.9 | 103.6 | 103.2 | 102.1 | 100.6 | 100.5 |
| ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$) | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 | | (T) | | | | | | | | | | | | |
| 営業収益－受託工事収益 | (B)-(C) | (S) | 28,945 | 28,656 | 28,369 | 28,085 | 27,804 | 27,526 | 27,251 | 26,978 | 26,708 | 26,441 | 26,177 | 25,915 |
| 地方財政法による資金不足の比率 | | (U) | | | | | | | | | | | | |
| ($\frac{(R)}{(S)} \times 100$) | | | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 | | (V) | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 | | (W) | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 | | (X) | | | | | | | | | | | | |
| 健全化法第22条により算定した資金不足比率 | | (Y) | | | | | | | | | | | | |
| ($\frac{(T)}{(V)} \times 100$) | | | | | | | | | | | | | | |
| 他会計借入金残高 | | (Z) | | | | | | | | | | | | |
| 地方債残高 | | (AA) | 647,665 | 714,478 | 703,915 | 646,963 | 589,265 | 530,805 | 471,569 | 412,775 | 355,121 | 300,887 | 251,751 | 202,615 |

○他会計繰入金

(単位:千円)

| 区 分 | 年 度 | 前々年度 | 前年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|----------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | (決算) | (決算見込) | | | | | | | | | | |
| 収益的収支分 | | 78,214 | 74,075 | 84,238 | 95,509 | 95,591 | 95,676 | 95,759 | 94,247 | 91,837 | 86,474 | 78,974 | 79,065 |
| うち基準内繰入金 | | 61,160 | 62,933 | 68,910 | 74,959 | 74,957 | 74,957 | 74,955 | 73,725 | 71,803 | 67,609 | 61,772 | 61,771 |
| うち基準外繰入金 | | 17,054 | 11,142 | 15,328 | 20,550 | 20,634 | 20,719 | 20,804 | 20,523 | 20,034 | 18,865 | 17,202 | 17,294 |
| 資本的収支分 | | | | | | | | | | | | | |
| うち基準内繰入金 | | | | | | | | | | | | | |
| うち基準外繰入金 | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | 78,214 | 74,075 | 84,238 | 95,509 | 95,591 | 95,676 | 95,759 | 94,247 | 91,837 | 86,474 | 78,974 | 79,065 |

(※)令和2年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあつては、本様式により提出すること。

経営比較分析表（令和元年度決算）

埼玉県 秩父市

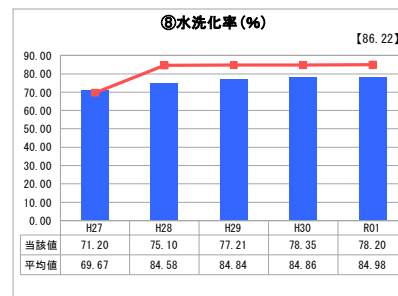
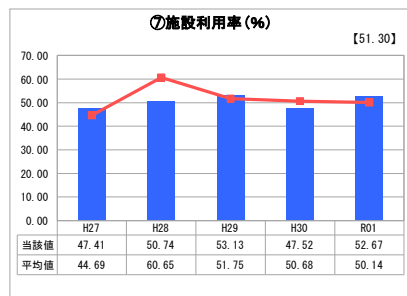
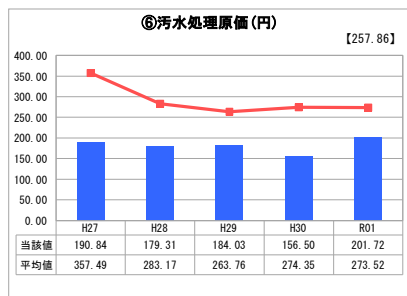
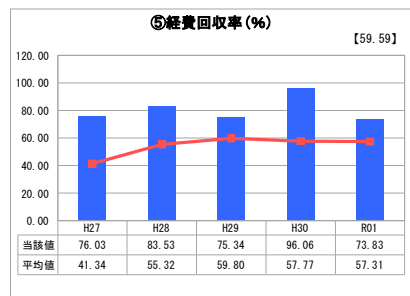
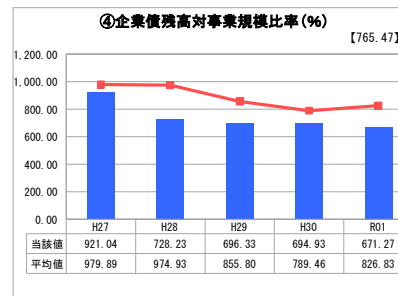
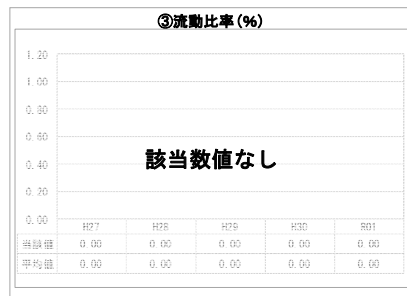
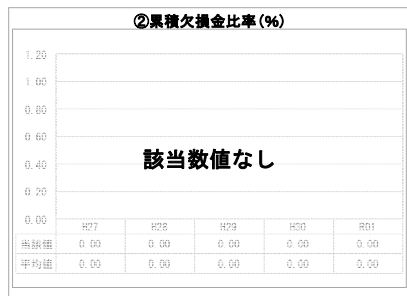
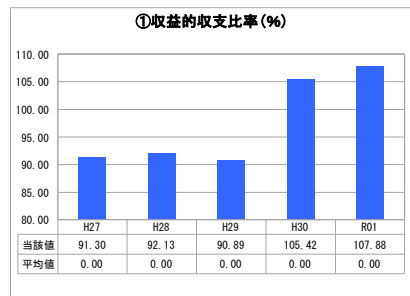
| 業務名 | 業種名 | 事業名 | 類似団体区分 | 管理者の情報 |
|-----------|-------------|--------|--------|------------------|
| 法非適用 | 下水道事業 | 農業集落排水 | F2 | 非設置 |
| 資金不足比率(%) | 自己資本構成比率(%) | 普及率(%) | 有収率(%) | 1か月20㎡当たり家庭料金(円) |
| - | 該当数値なし | 3.84 | 100.00 | 3,520 |

| 人口(人) | 面積(km ²) | 人口密度(人/km ²) |
|------------|--------------------------|-------------------------------|
| 62,005 | 577.83 | 107.31 |
| 処理区域内人口(人) | 処理区域面積(km ²) | 処理区域内人口密度(人/km ²) |
| 2,367 | 1.37 | 1,727.74 |

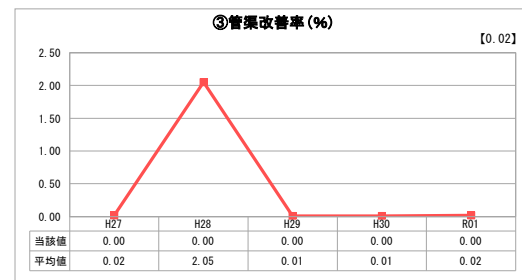
グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率、④企業債残高対事業規模比率
 平成26年度から収益的収支比率が100%未満になったが、これは、平成22年に供用開始した別所・巴川地区の農業集落排水事業の企業債償還が始まったことによる。平成30年度は105.42%で前年比14.53%上昇し令和元年度は107.88%となったが、既存施設の更新業務に係る費用増大に対処するため繰入金を増額したことや、委託料の一部及び職員給与費の削減による総費用の減少が主な要因である。
 当市の農業集落排水事業は既に施設整備が完了し維持管理の段階であるため、分担金収入がほとんど見込めない状況にある。収益的収支比率100%未満が続くことは実質収支の赤字転落に繋がるため、引き続き一般会計からの繰入金、使用料収入など財源確保に取組む必要がある。

⑤経費回収率、⑥汚水処理原価
 令和元年度の使用料単価が148.9円/m³に対して、汚水処理原価は201.7円/m³であるため、経費回収率は73.83%となり前年度対比で22.23%低下した。汚水処理原価が平成30年度の156.5円/m³から201.7円/m³に増加したことによるもので、処理場の維持管理に係る委託費等や施設改修に係る調査委託費の増加が経費回収率低下の主な要因である。汚水処理原価の内訳は、維持管理費分であり、資本費の全ては、分立式下水道に要する繰入金等により公費負担となっている。

2. 老朽化の状況について

最初に整備した太田上地区の供用開始が平成14年、久那地区の供用開始が平成18年であり、最後に整備した別所・巴川地区の供用開始が平成22年である。太田上集落排水処理センターについては、平成30年度から令和元年度にかけて施設改修を実施した。また、久那集落排水処理センターについては、改修工事に着手し令和2年度中の完成を目指している。市内にある6処理施設の適時適切な補修及び改良を実施していくため、その対策方法等を定めた「最適整備構想」を令和2年度に策定する。「最適整備構想」は公共下水道のストックマネジメント版であり、処理排水施設の長寿命化やサイクルコストの低減化、予防保全型による安全性の確保、施設機能の健全化を図るうえで大変重要であり、今後の処理施設の更新事業は、「最適整備構想」に基づき計画的に実施していく予定である。

全体総括

当市農業集落排水事業は、規模が小さく処理区域内人口密度が低いため、汚水処理原価が他の事業に比べ高い傾向にある。それに併せて使用料単価も他の事業に比べ高く設定しているが、維持管理費の全てを使用料で賄っていないため、引き続き、維持管理の更なる効率化を図らなければならない。今後は更新時期を迎えている処理施設もあるため、改修・更新費用の増大が懸念されるが、費用対効果の観点からも「最適整備構想」に基づき、効率的に計画的な施設の更新事業に取組む必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。